

年度(令和)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
請求件数	142	138	160	186	267
認定件数	21	32	34	34	62



## 精神障害の請求が激増しています

個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

精神障害の認定基準は、令和2年6月及び令和5年9月に改正され、出来事評価表の見直しなどがされました。

【要件1】  
認定基準の対象となる精神障害を発病していること

主治医意見や出現した症状等を勘案してICD-10(国際疾病分類)による傷病名と発病の時期を判断します。

【要件2】  
認定基準の対象と精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

「業務による心理的負荷評価表」に照らして、出来事の心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」で判断し、出来事前後の時間外労働時間数を含め

て総合的に評価を行っています。

【要件3】  
業務以外の心理的負荷や固定側要因により発病したとは認められないこと

業務以外の出来事は、「業務以外の出来事の心理的評価表」に照らして判断しています。個体側要因は、既往歴やアルコール依存状況などを確認しています。

\*認定基準の詳細は「精神障害の労災認定」のパンフレット(文末QRコード)をご参照ください。個別事案は、請求前に監督署へお問い合わせください。

3、労災認定事例  
労災認定された事例を紹介いたします。

①営業職として勤務していたAさんは、異動して係長に昇格した。新部署の上司は、仕事でミス

をしたAさんに対して連日叱責を繰り返し、その際に、「馬鹿か」「辞めてしまえ」といった発言や書類を投げつけるなどの行為を伴うこともあった。Aさんは、異動して3か月後、抑うつ気分や不眠などの症状が生じ、メンタルクリニックを受診したところ、「うつ病」と診断された。

②看護助手として勤務していたBさんは、先輩看護師から肩をポンポンされる、通りすがりに体を接触してくるなどの行為を頻繁に受けていた。上司に相談したが、適切な対応を取ってもらえず、その行為が継続し、不眠、食欲不振、動悸などの症状が出現し、心療内科を受診したところ、「適応障害」と診断された。



「精神障害のパンフレット」  
厚生労働省